

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社の取組方針との対応関係

※金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社の取組方針の関係は、下記の通り。

金融庁の原則	当社の取組方針
原則2	1. お客様の最善の利益の追求
(注)	1. お客様の最善の利益の追求
原則3	2. 利益相反取引についての適切な管理
(注)	2. 利益相反取引についての適切な管理
原則4	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
原則5	3. 重要な情報の分かりやすいご提供
(注1)	3. 重要な情報の分かりやすいご提供 (1)重要事項などお客様への重要な情報の提供
(注2)	3. 重要な情報の分かりやすいご提供 (2)推奨販売時におけるご説明
(注3)	3. 重要な情報の分かりやすいご提供 (1)重要事項などお客様への重要な情報の提供
(注4)	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
(注5)	3. 重要な情報の分かりやすいご提供 (1)重要事項などお客様への重要な情報の提供
原則6	4. お客様に相応しいサービスのご提供
(注1)	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
(注2)	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
(注3)	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
(注4)	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
(注5)	お客様と当社との取引形態(保険契約の引受け)が、本原則に該当しない、または、該当する商品・サービスの取扱いが無いため、取組方針の対象としておりません。
原則7	5. 従業員に対する適切な動機付け
(注1)	5. 従業員に対する適切な動機付け

※金融庁の原則の詳細につきましては、下記の金融庁ホームページにてご確認ください。

https://www.fsa.go.jp/news/r2/kokyakuhoni/202104/fd_2021.html

【当社のHP表記】

お客様本位の業務運営を実現するための取組方針

1. お客様の最善の利益の追求
2. 利益相反取引についての適切な管理
3. 重要な情報の分かりやすいご提供
4. お客様に相応しいサービスのご提供
5. 従業員に対する適切な動機付け